

## 令和元年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について

大阪府教育庁私学課

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校(全日制・定時制・通信制課程)、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒の学資負担者(大阪府内在住の方に限ります。)が、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

### 補助対象期間の授業料の全額が免除される場合

平成 31 年 1 月以降(令和元年度入学生で、平成 30 年度に私立学校に在籍していなかった方は平成 30 年 4 月以降)に、経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等または自営業の廃止(自主廃業を除く。)により失職し、

⇒ 平成 31 年 4 月以降も引き続き失職している場合

### 令和元年度の授業料の2分の1が免除される場合1

次の2つをすべて満たす場合

- ・ 経営状況の悪化に伴い、令和元年の総所得金額が前年の2分の1以下に減少していること
- ・ 平成 30 年の課税総所得金額が 98 万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、令和元年の課税総所得金額(見込)が 98 万円に次の金額を加えた額以下となっていること

⇒ 0 歳以上 16 歳未満の扶養親族 1 人あたり 330 千円

### 令和元年度の授業料の2分の1が免除される場合2

次の2つをすべて満たす場合

- ・ 令和元年の総所得金額(見込)から令和元年台風第 19 号による家屋(カーポート・門扉・塀・給湯器など家屋に付随するものを対象とし、家財や車を除く)に係る損害を復旧するために負担した費用の額(令和年支出見込額を含み、保険金や市町村等の公的機関から災害復旧を目的として交付された補助金(支援金や助成金、無利子貸付金、利子補給金など)等による補てん額を除いた額)を差し引いた額が平成 30 年の総所得金額の2分の1以下に減少していること
- ・ 平成 30 年の課税総所得金額が 98 万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、令和元年の課税総所得金額(見込)が 98 万円に次の金額を加えた額以下となっていること

⇒ 0 歳以上 16 歳未満の扶養親族 1 人あたり 330 千円

### 令和元年度の授業料の2分の1が免除される場合3

次の2つをすべて満たす場合

- ・ 令和元年台風第19号に起因する事情により、令和元年の総所得金額(見込)が平成30年の総所得金額の2分の1以下になっていること
- ・ 平成30年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、令和元年の課税総所得金額(見込)が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること



0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり330千円

16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり120千円

### 減免申請の注意点

- ・ この減免制度は、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変または特定の災害により授業料の納付が困難となった場合のみを対象としているため、病気、怪我等に伴って家計が急変した場合等は、対象となりません。
- ・ 過去、この制度により授業料の減免を受けたことがある方も、対象となりません。
- ・ 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。この減免制度と比較し、いずれか助成金額の多い制度のみ申請してください。
- ・ 申請については、学校が指定する期日までに学校に必要書類を提出することが必要です。

申請の手続や制度の詳細については、学校におたずねください。